

新旧比較表「インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」ご利用規定」

改訂後	改訂前
<p>インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」ご利用規定</p> <p>第1条 インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」</p> <p>1. サービスの概要</p> <p>インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」（以下、「本サービス」といいます。）とは、お客様ご本人がインターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ（スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。）により、インターネットを通じて当行ホームページにアクセスし、本規定所定の取引を行うことをいいます。</p> <p>以下、インターネットを通じたパソコン等による取引を「インターネットバンキング」、といたします。</p> <p>3. サービス対象者</p> <p>本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する個人または個人事業主で日本国内でお取引いただける方。<b>また、本サービスの契約は、原則として1人1契約までとなります。</b></p> <p>(1) インターネットバンキング (省略)</p>	<p>インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」ご利用規定</p> <p>第1条 インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」</p> <p>1. サービスの概要</p> <p>インターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー（個人）」（以下、「本サービス」といいます。）とは、お客様ご本人がインターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ（スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。）<del>←インターネットブラウザ付の携帯電話（以下、「携帯電話」といいます。）</del>により、インターネットを通じて当行ホームページにアクセスし、本規定所定の取引を行うことをいいます。</p> <p>以下、インターネットを通じたパソコン等による取引を「インターネットバンキング」、<del>携帯電話回線およびインターネットを通じた携帯電話による取引を「モバイルバンキング」といいます。</del></p> <p>3. サービス対象者</p> <p>本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する個人または個人事業主で日本国内でお取引いただける方。</p> <p>(1) インターネットバンキング (省略)</p> <p><del>(2) モバイルバンキング</del></p> <p><del>①初回ご利用時にお客様の利用する携帯電話から「契約者ID」、「ログオンパスワード」を送信し、モバイルバンキングにて使用する「ログオンパスワード」、「認暗証番号」、「Eメールアドレス」の変更、登録を行って頂きます。</del></p>

#### 4. 暗証番号等の管理

(1) 当行が前記の確認をして取扱った場合は、「暗証番号等」について不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。「暗証番号等」および「おきぎん e パートナーカード」は厳重に管理し、紛失・盗難にあわないよう十分に注意してください。

(2) 「暗証番号等」を失念したり、「おきぎん e パートナーカード」、「パソコン等」を紛失した場合は、速やかにお客様ご本人から当行所定の方法により書面にてお届けいただくものとします。当行への届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害についても当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

なお、当行から「暗証番号等」をご連絡したり、取引に関係なく「暗証番号等」をお聞きすることはありません。

(省略)

#### (1) インターネットバンキング

①お客様は前記第 2 条第 3 項第 1 号の本人確認手続きを経た後、パソコン等の操作画面の指示に従って、取引に必要な事項を正確に入力して

~~②お客様から送信された「契約者 ID」、「ログオンパスワード」、「確認暗証番号」と当行に登録されている情報との一致が確認できた場合は、「お客様の有効な意思による申込であること。」および「銀行が受信した内容が真正なものであること。」が確認できたものとし、当行は本サービスの提供に応じるものとします。~~

~~③「ログオンパスワード」および「確認暗証番号」はモバイルバンキングの利用画面から随時変更できるものとします。~~

#### 4. 暗証番号等の管理

(1) 当行が前記の確認をして取扱った場合は、「暗証番号等」について不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。「暗証番号等」および「おきぎん e パートナーカード」は厳重に管理し、紛失・盗難にあわないよう十分に注意してください。

(2) 「暗証番号等」を失念したり、「おきぎん e パートナーカード」、「携帯電話」を紛失した場合は、速やかにお客様ご本人から当行所定の方法により書面にてお届けいただくものとします。当行への届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。また、電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害についても当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

なお、当行から「暗証番号等」をご連絡したり、取引に関係なく「暗証番号等」をお聞きすることはありません。

(省略)

#### (1) インターネットバンキング

①お客様は前記第 2 条第 3 項第 1 号の本人確認手続きを経た後、パソコン等の操作画面の指示に従って、取引に必要な事項を正確に入力して

ください。

- ②当行はお客様のパソコン等から送信された内容をパソコン等画面に表示しますので、お客様はその表示内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認してください。表示内容に対するパソコン等操作によるお客様の応諾の意思表示のデータを当行が受信した時点で、取引の依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で手続きを行います。

(省略)

### 3. 取引の成立

- (1) 取引の依頼内容が確定した後、振込については振込資金、振込手数料を支払指定口座から引落した時点で、振替等については振替資金を支払指定口座から引落して入金指定口座への入金処理が完了した時点で、その他については当行所定の方法で処理が完了した時点で取引が成立したものとします。

なお、引落しについては通帳・払戻請求書等の提出なしに代表口座または支払指定口座より引落しを行うものとします。

- (2) 本サービスにてお受けしたお取引については、原則、受付時刻順に取引処理を行います。 「税金・各種料金払込取引」については受付時刻によっては、それより早い時刻に受付した他のインターネットバンキングでのお取引より優先して処理することがございます。

い。

- ②当行はお客様のパソコン等から送信された内容をパソコン等画面に表示しますので、お客様はその表示内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認してください。表示内容に対するパソコン等操作によるお客様の応諾の意思表示のデータを当行が受信した時点で、取引の依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で手続きを行います。

### ~~(2) モバイルバンキング~~

- ~~①お客様は、前記第2条第3項第2号の本人確認手続きを経た後、携帯電話の操作画面の指示に従って、取引に必要な事項を正確に入力してください。~~

- ~~②当行はお客様の携帯電話から送信された内容を携帯電話画面に表示しますので、お客様はその表示内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認してください。表示内容に対する携帯電話操作によるお客様の応諾の意思表示のデータを当行が受信した時点で、取引の依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で手続きを行います。~~

### 3. 取引の成立

- (1) 取引の依頼内容が確定した後、振込については振込資金、振込手数料を支払指定口座から引落した時点で、振替等については振替資金を支払指定口座から引落して入金指定口座への入金処理が完了した時点で、その他については当行所定の方法で処理が完了した時点で取引が成立したものとします。

なお、引落しについては通帳・払戻請求書等の提出なしに代表口座または支払指定口座より引落しを行うものとします。

- (2) 本サービスにてお受けしたお取引については、原則、受付時刻順に取引処理を行います。 「税金・各種料金払込取引」については受付時刻によっては、それより早い時刻に受付した他のインターネットバンキング~~およびモバイルバンキング~~でのお取引より優先して処理することがございます。

(省略)

#### 4. 取引の取消

お客様が依頼内容を取り消・変更する場合は、当行所定の方法によるものとします。

##### (1) インターネットバンキング

パソコン等の操作画面の指示に従って、依頼済取引を取り消し、改めて変更後の内容での新たな取引を依頼するものとします。ただし、取引時期により取消できないことがあります。

#### 5. 取引の確認

(1) 本サービスのご利用後は、速やかに預金通帳に記帳するかパソコン等により取引結果照会を行い取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高等に依頼内容との相違がある場合は、その旨を直ちに当行に連絡してください。

なお、住所変更届、公共料金自動（口座）振替については、受付扱いとなるため、取引の成立を確約するものではありません。

また、住所変更取引、公共料金自動（口座）振替取引は取引履歴へ反映されませんので、ご登録後、画面上で受付状況をご確認後、印刷することをおすすめします。手続き完了次第、当行所定の方法によりお知らせします。

(2) 取引内容を確認しないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) お客様のパソコン等による指示内容は全て記録され、当行に相当期間保存されます。取引内容・残高等に相違がある場合において、お客様と当行との間で疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正

(省略)

#### 4. 取引の取消

お客様が依頼内容を取り消・変更する場合は、当行所定の方法によるものとします。

(1) インターネットバンキングパソコン等の操作画面の指示に従って、依頼済取引を取り消し、改めて変更後の内容での新たな取引を依頼するものとします。ただし、取引時期により取消できないことがあります。

##### ~~(2) モバイルバンキング~~

~~携帯電話の操作画面の指示に従って、依頼済取引を取り消し、改めて変更後の内容での新たな取引を依頼するものとします。ただし、取引時期により取消できないことがあります。~~

#### 5. 取引の確認

(1) 本サービスのご利用後は、速やかに預金通帳に記帳するかパソコン等~~携帯電話~~により取引結果照会を行い取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高等に依頼内容との相違がある場合は、その旨を直ちに当行に連絡してください。

なお、住所変更届、公共料金自動（口座）振替については、受付扱いとなるため、取引の成立を確約するものではありません。

また、住所変更取引、公共料金自動（口座）振替取引は取引履歴へ反映されませんので、ご登録後、画面上で受付状況をご確認後、印刷することをおすすめします。手続き完了次第、当行所定の方法によりお知らせします。

(2) 取引内容を確認しないことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) お客様のパソコン等~~携帯電話~~による指示内容は全て記録され、当行に相当

当なものとして取扱います。

#### 第4条 免責事項

##### 1. 本人確認

当行が第2条第3項本人確認手続きを経た後、取引を行った場合は、当行はパソコン等の操作者をお客様本人であるとみなし、暗証番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(省略)

#### 第6条 取引の内容

##### 1. 照会サービス

###### (1) 口座残高照会・入出金明細照会

本サービスでは、お客様の依頼に基づき、お客様の指定する本サービスご契約口座について、当行所定の期間について口座残高の照会、および入出金明細の照会を行うことができます。

###### (2) 取引結果照会

お客様の依頼に基づき、インターネットバンキングで過去に行った取引内容および結果について、当行所定の期間分の照会を行うことができます。

(一部対象外のサービス有)

##### 2. 振込・振替(資金移動)サービス

(1) お客様の依頼に基づき、支払指定口座よりお客様の指定した金額を引落しのうえ、お客様の指定する当行本支店の預金口座、または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座に振込・振替を行います。

(2) 振替サービスの手続きは当行所定の時間までに受付したのものについては、原則依頼日当日に当行所定の方法により処理します。振替指定日を翌日以降

期間保存されます。取引内容・残高等に相違がある場合において、お客様と当行との間で疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 第4条 免責事項

##### 1. 本人確認

当行が第2条第3項本人確認手続きを経た後、取引を行った場合は、当行はパソコン等、~~携帯電話~~の操作者をお客様本人であるとみなし、暗証番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(省略)

#### 第6条 取引の内容

##### 1. 照会サービス

###### (1) 口座残高照会・入出金明細照会

本サービスでは、お客様の依頼に基づき、お客様の指定する本サービスご契約口座について、当行所定の期間について口座残高の照会、および入出金明細の照会を行うことができます。

###### (2) 取引結果照会

お客様の依頼に基づき、インターネットバンキング、~~モバイルバンキング~~で過去に行った取引内容および結果について、当行所定の期間分の照会を行うことができます。

(一部対象外のサービス有)

##### 2. 振込・振替(資金移動)サービス

(1) お客様の依頼に基づき、支払指定口座よりお客様の指定した金額を引落しのうえ、お客様の指定する当行本支店の預金口座、または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座に振込・振替を行います。

(2) 振替サービスの手続きは当行所定の時間までに受付したのものについては、原則依頼日当日に当行所定の方法により処理します。振替指定日を翌日以降と

降とする予約扱いも申し受けます。

(3) 振替依頼の取消・訂正は振替指定日が未到来のお申込についてのみ申し受けます。

(4) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。

(5) 1日あたりの振込金額は当行所定の上限金額かつ、お客様が指定した金額の範囲内とします。「ワンタイムパスワード」を取得していない場合、1日あたりの振込金額（振込、振込予約、税金・各種料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」等によるもの）の上限は10万円までとなります。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。なお、当行所定の上限金額は、お客様に事前に通知することなく変更することがあります。

(省略)

#### 4. 税金・各種料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」

(1) お客様の依頼に基づき、支払指定口座からお客様が指定した金額を引落しのうえ、当行所定の収納機関の税金、手数料等の払込処理を行います。なお、税金・各種料金払込サービスにて取扱が可能なものは払込書に「Pay-easy（ペイジー）」の表示があるものに限りします。

(2) 税金・各種料金払込サービスのご利用にあたっては、受付種類により当行所定のご利用手数料をいただく場合がございます。

(3) 税金・各種料金払込サービスにかかる取引金額（利用手数料を含みます。）は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、指定口座から自動的に引落します。

(4) 税金・各種料金払込をするときは、当行が定める方法および操作手順に従って正確に入力を行い、表示された画面内容を確認しながらお取引の依頼を行ってください。

(5) 税金・各種料金のお取引は全て当日扱いで払込処理を行います。なお、税金・各種料金払込のお取引受付時間によっては、それより早い時刻に受付

する予約扱いも申し受けます。

(3) 振替依頼の取消・訂正は振替指定日が未到来のお申込についてのみ申し受けます。

(4) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。

(5) 1日あたりの振込金額は当行所定の上限金額かつ、お客様が指定した金額の範囲内とします。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。なお、当行所定の上限金額は、お客様に事前に通知することなく変更することがあります。

(省略)

#### 4. 税金・各種料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」

(1) お客様の依頼に基づき、支払指定口座からお客様が指定した金額を引落しのうえ、当行所定の収納機関の税金、手数料等の払込処理を行います。なお、税金・各種料金払込サービスにて取扱が可能なものは払込書に「Pay-easy（ペイジー）」の表示があるものに限りします。

(2) 税金・各種料金払込サービスのご利用にあたっては、受付種類により当行所定のご利用手数料をいただく場合がございます。

(3) 税金・各種料金払込サービスにかかる取引金額（利用手数料を含みます。）は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、指定口座から自動的に引落します。

(4) 税金・各種料金払込をするときは、当行が定める方法および操作手順に従って正確に入力を行い、表示された画面内容を確認しながらお取引の依頼を行ってください。

(5) 税金・各種料金のお取引は全て当日扱いで払込処理を行います。なお、税金・

した他のインターネットバンキングのお取引より払込処理を優先することがあります。

- (6) 税金・各種料金払込のお取引が完了した後は、お取引の依頼を撤回することができません。
- (7) ご利用時間は、当行が定める時間内としますが、収納機関のご利用時間の変動等により、当行の定めるご利用時間内でも利用ができないことがあります。
- (8) 税金・各種料金払込サービスでは、領収書（領収証書）の発行は致しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での納付手続きの結果等その他納付等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (9) 税金・各種料金払込サービスは、お申込制ではなく、インターネットバンキングのお客様ならどなたでもご利用できます。また、1取引あたり、および1日あたりの取引金額を制限しておりません。
- (10) 収納機関からの連絡により、税金・各種料金の払込が取消されることがあります。この場合は、当行はおお客様の承諾なしに当該料金等の払込にかかる取引金額を当行所定の方法により、当該取引の引落口座へ戻し入れます。この場合、手数料は返金致しません。
- (11) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金払込サービスの利用が停止されることがあります。このサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

#### 5. 定期預金取引

- (1) eパートナー契約のある総合口座へ、総合口座定期として預入・解約が可能です。定期預金の種類・商品内容・取引内容は当行によるものとします。
- (2) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。
- (3) 当行所定の時間以降にお客さまから受付けた取引は、翌営業日以降の扱い

各種料金払込のお取引受付時間によっては、それより早い時刻に受付した他のインターネットバンキング、~~モバイルバンキング~~のお取引より払込処理を優先することがあります。

- (6) 税金・各種料金払込のお取引が完了した後は、お取引の依頼を撤回することができません。
- (7) ご利用時間は、当行が定める時間内としますが、収納機関のご利用時間の変動等により、当行の定めるご利用時間内でも利用ができないことがあります。
- (8) 税金・各種料金払込サービスでは、領収書（領収証書）の発行は致しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での納付手続きの結果等その他納付等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (9) 税金・各種料金払込サービスは、お申込制ではなく、インターネットバンキング、~~モバイルバンキング~~のお客様ならどなたでもご利用できます。また、1取引あたり、および1日あたりの取引金額を制限しておりません。
- (10) 収納機関からの連絡により、税金・各種料金の払込が取消されることがあります。この場合は、当行はおお客様の承諾なしに当該料金等の払込にかかる取引金額を当行所定の方法により、当該取引の引落口座へ戻し入れます。この場合、手数料は返金致しません。
- (11) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金払込サービスの利用が停止されることがあります。このサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

#### 5. 定期預金取引 ~~(モバイルバンキングを除く)~~

- (1) eパートナー契約のある総合口座へ、総合口座定期として預入・解約が可能です。定期預金の種類・商品内容・取引内容は当行によるものとします。
- (2) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。

となります。

- (4) 自動継続式のため、満期案内は発送されません。
- (5) 取引の取消可否・取消可能取引種類・取消時間帯については、当行所定によるものとします。

#### 6. 住所変更届

- (1) eパートナーで契約された口座に属する店舗の住所変更届を受付します。
- (2) 但し、次の取引がある場合は、受付できません。
  - ①当座預金取引
  - ②融資取引（カードローン・公庫含む）
  - ③障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用のお客さま
  - ④障害者等の少額公債利子非課税制度（マル特）をご利用のお客さま
  - ⑤勤労者財産形成住宅・年金貯蓄（マル財）
  - ⑥投資信託取引
  - ⑦国債取引
  - ⑧その他当行が不適切と判断した場合
- (3) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。
- (4) 当行所定の時間以降にお客さまから受付けた取引は、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (5) お申出いただいた内容に、不明な点がある場合は、お届けのご連絡先へ確認させていただく場合があります。ご依頼された住所変更届のお取引は取消できません。

#### 7. 公共料金自動振替申込

- (1) eパートナー契約のある口座を支払口座として、eパートナー画面にて預金口座振替規定、注意事項等に同意のうえ、公共料金の自動振替申込依頼を受付けます。  
※新規受付に限ります。

- (3) 当行所定の時間以降にお客さまから受付けた取引は、翌営業日以降の扱いとなります。
- (4) 自動継続式のため、満期案内は発送されません。
- (5) 取引の取消可否・取消可能取引種類・取消時間帯については、当行所定によるものとします。

#### 6. 住所変更届 ~~（モバイルバンキングを除く）~~

- (1) eパートナーで契約された口座に属する店舗の住所変更届を受付します。
- (2) 但し、次の取引がある場合は、受付できません。
  - ①当座預金取引
  - ②融資取引（カードローン・公庫含む）
  - ③障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用のお客さま
  - ④障害者等の少額公債利子非課税制度（マル特）をご利用のお客さま
  - ⑤勤労者財産形成住宅・年金貯蓄（マル財）
  - ⑥投資信託取引
  - ⑦国債取引
  - ⑧その他当行が不適切と判断した場合
- (3) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。
- (4) 当行所定の時間以降にお客さまから受付けた取引は、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (5) お申出いただいた内容に、不明な点がある場合は、お届けのご連絡先へ確認させていただく場合があります。ご依頼された住所変更届のお取引は取消できません。

#### 7. 公共料金自動振替申込 ~~（モバイルバンキングを除く）~~

- (1) eパートナー契約のある口座を支払口座として、eパートナー画面にて預金口座振替規定、注意事項等に同意のうえ、公共料金の自動振替申込依頼を受付けます。  
※新規受付に限ります。



(2) 受付する公共料金種類

- ①電気料金
- ②ガス料金
- ③水道料金
- ④電話料金
- ⑤NHK 受信料金
- ⑥新聞購読料金

※但し、当行所定の当行と自動振替契約を締結している、沖縄県内の委託先業者の料金について受付します。

(3) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。

(4) 当行所定の時間以降に受付けた取引は、翌営業日以降の扱いとなります。

(5) お申出いただいた内容に、不明な点がある場合は、お届けのご連絡先へ確認させていただく場合があります。

(6) ご依頼された自動振替依頼の取消はできません。

第7条「ワンタイムパスワード（ソフトトークン）」

1. サービスの内容

「ワンタイムパスワード（ソフトトークン）」（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）とは、インターネットバンキングの利用に際し、「沖縄銀行スマートフォン専用アプリ」によって生成・表示され、一定の時間を経過すると変化する可変的なパスワードです。ワンタイムパスワード利用申込後は、インターネットバンキングでの当行所定の取引サービスに際し、第2条第3項第1号インターネットバンキングの本人確認手続きの合言葉入力に替えてワンタイムパスワードを入力することにより、お客様の本人確認を行います。（以下、ワンタイムパスワードを用いた本人確認手続きを「ワンタイムパスワードサービス」といいます。）

2. ワンタイムパスワードサービス利用者

沖縄銀行のインターネットバンキングサービス契約者で、「ワンタイムパスワード利用申込」を行ったお客様とします。

(2) 受付する公共料金種類

- ①電気料金
- ②ガス料金
- ③水道料金
- ④電話料金 ~~（携帯電話除く）~~
- ⑤NHK 受信料金
- ⑥新聞購読料金

※但し、当行所定の当行と自動振替契約を締結している、沖縄県内の委託先業者の料金について受付します。

(3) 取引の時間帯、成立時期、確認方法等は当行所定の方法によるものとします。

(4) 当行所定の時間以降に受付けた取引は、翌営業日以降の扱いとなります。

(5) お申出いただいた内容に、不明な点がある場合は、お届けのご連絡先へ確認させていただく場合があります。

(6) ご依頼された自動振替依頼の取消はできません。

第7条「ワンタイムパスワード（ソフトトークン）」

1. サービスの内容

「ワンタイムパスワード（ソフトトークン）」（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）とは、インターネットバンキングの利用に際し、「沖縄銀行スマートフォン専用アプリ」によって生成・表示され、一定の時間を経過すると変化する可変的なパスワードです。ワンタイムパスワード利用申込後は、インターネットバンキングでの当行所定の取引サービスに際し、第2条第3項第1号インターネットバンキングの本人確認手続きの合言葉入力に替えてワンタイムパスワードを入力することにより、お客様の本人確認を行います。（以下、ワンタイムパスワードを用いた本人確認手続きを「ワンタイムパスワードサービス」といいます。）

2. ワンタイムパスワードサービス利用者

沖縄銀行のインターネットバンキングサービス契約者で、「ワンタイムパスワード利用申込」を行ったお客様とします。

### 3. ワンタイムパスワードサービス利用方法

(1) お客様はスマートフォンに「沖縄銀行スマートフォン専用アプリ」をダウンロードし、インターネットバンキングにログオン後、「ワンタイムパスワード利用申込」を行います。当行はお客様から「ワンタイムパスワード利用申込」依頼を受け、ワンタイムパスワードの発行手続きをいたします。

(2) ワンタイムパスワードを利用できるのは、スマートフォン1台につき1契約までとなります。

同一のスマートフォンで、家族等の複数の契約について、ワンタイムパスワードを利用することはできません。

### 4. 対象取引

- (1) 振込（資金移動）
- (2) 税金・各種料金払込サービス
- (3) 暗証番号変更
- (4) Eメールアドレス変更
- (5) 限度額変更
- (6) 認証方式変更
- (7) ワンタイムパスワードの解約

(省略)

### 第8条 「おきぎん e パートナーカード」の紛失・盗難

1. 「おきぎん e パートナーカード」の紛失・盗難があった場合は、直ちにお客様から当行のEBセンターに連絡するとともに、当行所定の書面により申込代表口座開設店へ届出てください。当行は、この届出を受付けたときは、本サービスの取扱いを中止します。なお、この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき

### 3. ワンタイムパスワードサービス利用方法

(1) お客様はスマートフォンに「沖縄銀行スマートフォン専用アプリ」をダウンロードし、インターネットバンキングにログオン後、「ワンタイムパスワード利用申込」を行います。当行はお客様から「ワンタイムパスワード利用申込」依頼を受け、ワンタイムパスワードの発行手続きをいたします。

### 4. 対象取引

- (1) 振込（資金移動）
- (2) 税金・各種料金払込サービス
- (3) 暗証番号変更
- (4) Eメールアドレス変更
- (5) 限度額変更
- (6) 認証方式変更
- (7) ワンタイムパスワードの解約

(省略)

### 第8条 「おきぎん e パートナーカード」の紛失・盗難

1. 「おきぎん e パートナーカード」の紛失・盗難があった場合は、直ちにお客様から当行のEBセンターに連絡するとともに、当行所定の書面により申込代表口座開設店へ届出てください。当行は、この届出を受付けたときは、本サービスの取扱いを中止します。なお、この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき

事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

2. 本サービスの利用を再開する場合は、お客様が当行所定の書面を当行に提出するものとし、当行は、その書面により「おきぎん e パートナーカード」を再発行しません。

第 9 条 携帯**端末（スマートフォン）**の紛失・盗難

1. 携帯**端末（スマートフォン）**の紛失または盗難があった場合は、直ちに各携帯会社へ紛失届を提出し、利用中止の依頼を行って下さい。なお、この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. **インターネットバンキング**の利用を再開する場合は、お客様が当行所定の書面を当行に提出するものとします。

第 10 条 反社会勢力等との取引拒絶

本サービスの利用は、第 11 条第 5 項第 5 号①、②A から H および③A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 5 項第 5 号①、②A から H または③A から E の一に該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

(省略)

以上

**(2021 年 2 月 15 日現在)**

事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

2. 本サービスの利用を再開する場合は、お客様が当行所定の書面を当行に提出するものとし、当行は、その書面により「おきぎん e パートナーカード」を再発行します。

第 9 条 携帯**電話**の紛失・盗難

1. 携帯**電話**の紛失または盗難があった場合は、直ちに各携帯会社へ紛失届を提出し、利用中止の依頼を行って下さい。なお、この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
2. **モバイルバンキング**の利用を再開する場合は、お客様が当行所定の書面を当行に提出するものとします。

第 10 条 反社会勢力等との取引拒絶

本サービスの利用は、第 11 条第 5 項第 5 号①、②A から H および③A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 5 項第 5 号①、②A から H または③A から E の一に該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

(省略)

以上

~~(2020 年 9 月 1 日現在)~~